

## 地域主権改革に係る総務大臣と総務省顧問とのテレビ会議 ＜議事要旨＞

日 時：平成 21 年 11 月 16 日（月）15 時 05 分～15 時 35 分

場所等：総務大臣室、埼玉県知事室、神奈川県知事室、名古屋市長室及び大分市長室の間をテレビ会議システムで接続し、実施

出席者：原口一博総務大臣、上田清司顧問（埼玉県知事）、松沢成文顧問（神奈川県知事）、河村たかし顧問（名古屋市長）、釘宮磐顧問（大分市長）

原口大臣）4 人の顧問の方と地域主権改革についてお話をさせていただく。地域主権改革を実現し、国民との協働で国の形そのものを変えていきたい。

上田知事）4 7 都道府県のうち交付税に頼らずにやっていけるのは東京都だけ。4 7 のうち 4 6 が交付団体で、自前の税收でやっていけないような財政制度そのものが限界なのではないか。原口大臣が交付税を 1 兆 1 千億増額しようと提案していることに感謝している。地方交付税の原資が足りないため、我々は臨時財政対策債により、国の代わりに借金をしている。その結果、国の借金そのものが見えなくなっている。こうした構造的なものを変えなければならない。

このような大きな問題に加えて、一つ一つ具体的に変わっていくことが必要。例えば保育所の面積要件等の基準が全国一律でいいのか。また、国道の管理について見ると、延長 1 0 0 km 当たり人員が国は 4 3 人と、県の 1 6 人に対して 3 倍近くの差がある。このように、具体的な事例を主張しないと地方への権限移譲は進まない。我々もどんどん問題提起していく。総務大臣も職責の枠を越えて国全体の改革をしていただきたい。

原口大臣）埼玉県は一般的な県債を減らしているが、臨時財政対策債の増のため県債全体を見ると、埼玉県の努力が現れてこない、県が自らの借入をコントロールできない状況になっている。誰の責任によって、どういう借金をするかということもとても大切。

また、一つ一つの具体的なものを中心に変わっていききたい。

松沢知事）根本的問題として、地方自治法の抜本的改正が戦後 6 0 年全く行われてこなかった。現在の地方自治法は国が地方を管理するための法律。本当の地方自治を推進するための地方主権基本法、地方自治基本法のようなものに作り替えて、本当の地方自治を保障するための法律にすべき。地方自治法の抜本改正を行わなかったことが、地方分権改革を進められなかったことにつながっている。

神奈川県ではプロジェクトチームを作り、地方自治法抜本改正の案を作成している。国はここまで決める、後は地方が自由に条例で行うというのが地方分権。

もう一つ、民主党マニフェストにこだわるなら最後までマニフェスト通りに行っていきたい。子ども手当の財源は、国の所得税の扶養控除や配偶者控除を手当に転換すると書いてある。ところが、地方負担を求める議論がある。そうになると地方に負担だけが押しつけられる。国のお金できちんとやってもらわないと、地方に回されたら地方はお手上げ。地方には迷惑を掛けないということを買っていただきたい。

原口大臣) そのとおり。そんなことをやるのなら、もう一度選挙をして信を問うべき。

地方自治法の改正案については、我々も現在検討している。地域主権改革のための地方政府基本法、こういったものにすべき。地方の二元代表制はある意味崩れているのではないか。地方議会も予算をはじめ地方政府に対して責任を強く持つ仕組みにする必要があるのではないか。

河村市長) 地方の二元代表制はもはや限界。首長より議会の方が圧倒的に有利。首長は提案権のみで議会が決定権を持っている。現在のような二元代表制を維持するのであれば、地方自治法で党議拘束は禁止すべき。

また、地域主権というなら地方税法をやめるべき。課税額を自ら決められずに自治と言えるのか。次に、起債に際して地方財政法5条の協議や許可が必要というのはおかしい。地方税法の廃止と地方財政法5条の廃止の2点はやってもらいたい。

原口大臣) 同じ論点で、私も検討を指示している。自らの起債も財務省と総務省のチェックを受けなければならないというのはおかしい。出先の財務事務所の人間もそれが無くなれば不要となる。

また、新しい公共を支える寄附税制としての市民公益税制についても、税調の大きなテーマとなっており、検討していきたい。

釘宮市長) 行政刷新会議の事業仕分けは国民に開かれており、いいこと。ただ、まちづくり交付金や下水道の交付金、こういうものは地方の裁量に任せるべきと言っており、これは一括交付金を視野に入れているのだと思うが、一括交付金が国の財政支出の圧縮手段に使われるのではないかとというのが懸念。これまで、国の補助金の裏負担は全て地方交付税に入っているとされてきたが、具体的にはよく分からない。今回も、一括交付金がそうなる可能性があるのではないかとということで、地方自治体が相当気にしている。その点をぜひ受け止めて欲しい。

原口大臣) 紐付き補助金は、地域に一定の事業を行わせることによって、地域から富を

奪う仕組みになっている。一括交付金は、それを換えようというもので、そこに財政局の論理が入らないよう監視をしていきたい。

事業仕分けについては、財務省の主計官が最初に話しをして、それに皆が引きずられるような議論はおかしい。また、これまでの目先の税収を取りに行つて財政赤字を拡大させてきた財務省の財政運営についても事業仕分けすべき。

上田知事) 県でコントロールできる一般的な県債は減らしているが、国に代わつて借金した臨時財政対策債がどんどん増えている。これは国民に見えない。こういうものをもっと見えるようにしないと世の中が変わらない。個々の部分を見せれば、抽象的に改革、改革と言っているものが具体的なものになってくる。

少なくとも総務省所管の部分だけでもどんどん変えていただきたい。そうすれば日本の財政支出の6割が変わる。

河村市長) 地方分権というが、地方団体の内部の分権も必要。住民分権という新しい言葉を使っているが、小学校・中学校単位で予算を執行し、委員は選挙で選ぶ。ユナイテッド・ステイツ・オブ名古屋。住民に分権しなければならない。

原口大臣) イギリスやスウェーデンにも例がある。自治体の規模が大きくなると住民、市民から離れる。

釘宮市長) 民主党が掲げる地域主権の主体は基礎自治体である。これに広域圏での取組を模索していくわけだが、県境を越えた広域圏もあるわけで、県というのは将来的に無くなっていくということでもいいのかどうか、知事の考えを聞きたい。

松沢知事) 広域自治体も改革しなければならない。国の出先機関の権限を無くすか地方に移すと原口大臣は言っているが、新しい受皿を作るべき。例えば国の仕事を県の広域連合で対応。それを地方主導かつそれぞれの地方のペースでやることが重要。

釘宮市長) この問題は、地方にボールが投げられたと受け止めている。知事会、市長会、町村会等で、しっかり議論する必要がある。

上田知事) 道州制になったら、県は不要というのは当然。国は雇用とか産業に責任を持ち切れていない。一方、人口5万や10万の所が産業を興して雇用を確保するのは困難。その役割を担うのは県でも小さく、いくつかの県がまとまった程度の大きさが必要。

道州がそれぞれ特色ある産業を興し雇用を創出することで競争していかないと日

本は減びる。

釘宮市長) 九州は、九州府構想を掲げて経済界はじめ議論を進めていく。

原口大臣) 日本の名目GDPはこの10年間ずっと1%で増えていない。30年後、日本はインドネシア、ロシア、メキシコにも抜かれ8位にも入らない。

地域の成長戦略が必要。地域活性化担当大臣としてもプランを出すので協力願う。今日、これから国と地方の協議の場として首相官邸で会合を行う。そして、今週、地域主権戦略会議の設置を正式に決定する。ぜひまた、こういう会議を行わせていただきたい。

(文責 総務省事務局)